

国土利用計画野木町計画

令和3年2月

野 木 町

目 次

前文	1
第1 野木町の概況	2
1-1 野木町の位置	2
1-2 交通条件	2
1-3 地形条件	2
第2 土地利用に関する基本構想	3
2-1 土地利用の基本理念	3
2-2 土地利用の現状と課題	3
2-3 土地利用の基本方針	4
2-4 利用区分別の土地利用の基本方向	5
(1) 農地	5
(2) 森林（平地林）	5
(3) 水面・河川・水路	5
(4) 道路	5
(5) 宅地	6
第3 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	8
3-1 利用目的に応じた目標等	8
(1) 目標年次と計画期間	8
(2) 将来の人口の見通し	8
(3) 土地利用ゾーニングの明確化と利用区分毎の目標	8
3-2 将来の土地形成の規模設定	9
第4 地域別の概要	10
4-1 基本方針	10
4-2 地域別の土地利用方針	11
(1) 市街地ゾーン	11
(2) 田園ゾーン	11
(3) 水辺・親水ゾーン	11
(4) 土地利用検討ゾーン	11

第5	本計画を達成するために必要な措置の概要	13
5-1	計画的な土地利用を図るための調整	13
5-2	地域整備施策の推進	13
5-3	土地利用計画の整備・充実	13
5-4	町土の保全と安全性の確保	13
5-5	土地利用に係る環境及び景観の保全	13
5-6	土地利用の転換の適正化	13
	(1) 農地	14
	(2) 平地林	14
	(3) 大規模な土地利用転換	14
5-7	土地の有効利用の促進	14
	(1) 農地	14
	(2) 平地林	14
	(3) 水面・河川・水路	14
	(4) 道路	15
	(5) 住宅地	15
	(6) 工業用地	15
	(7) その他の宅地	15
5-8	多様な主体との連携・協働による町土管理	15
5-9	土地に関する調査研究の推進	15
第6	資料編	16
6-1	野木町の現況と特性・課題等	16
6-2	策定体制等	23

前 文

国土利用計画野木町計画は、国土利用計画法第2条に定められた国土利用の基本理念に即し、法第8条の規定に基づいて、町域における土地利用に関して必要な事項を定め、今後の土地利用の基本方向を示すものである。

本計画は、国土利用計画全国計画、国土利用計画栃木県計画及び栃木県土地利用基本計画を基本とするとともに、第8次野木町総合計画との整合を図った上で策定した。

なお、本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

さらに、本計画は、野木町における土地利用を長期的展望に立ち、公共福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域における自然、社会、経済、文化の特性を配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域の持続可能な発展を図る内容とした。

また、この計画は、適時計画と実績との検討を行い、社会経済情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うこととする。

計画期間

計画名	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
		第8次 野木町総合計画	基本構想	← 10年間 →							
基本計画	← 前期：5年間 →					← 後期：5年間 →					
国土利用計画野木町計画		(H23～R2)：10年間※H28改定					← 5年間 →				

第 1 野木町の概況

1-1 野木町の位置

野木町は、関東平野のほぼ中央、栃木県の最南端にあり、東京へ約 60km、県都宇都宮へ約 40km の位置にある。

北部と東部は小山市に、西部は小山市と栃木市に囲まれ、南部は茨城県古河市に隣接する県境の町で、行政区域は東西に約 9.4km、南北に約 6.8km で、総面積 30.27 km²を有している。

1-2 交通条件

昭和 38 年 1 月町制を施行し、同年 2 月に野木駅が開業して、町の発展の基盤が築かれ、駅を中心として現在の市街地が形成されている。

交通条件は、町のほぼ中央部を南北に通る JR 宇都宮線と、これに平行して西側に国道 4 号、東側に都市計画道路 3・4・7 号小山野木線が位置している。また、町域外ではあるが、新 4 号国道が町の東側を南北に通っている。

1-3 地形条件

本町は、全域にわたって概ね平坦であり、大部分が関東ローム層からなる土地である。地形は、北側から南側に緩やかに傾斜している。

町全体としては、水と緑豊かな自然環境となっている。特に町の西側には、思川と広大な水辺空間を構成する渡良瀬遊水地があり、この水と緑で構成されるまとまった自然資源が町の大きな特徴となっている。

また、町の東側に多く残る平地林も代表的な自然資源であり、集落や農地とともに、特徴的な田園風景を構成している。

第2 土地利用に関する基本構想

2-1 土地利用の基本理念

本町は、昭和 38 年 1 月 1 日に町制が施行された。

当時は農業が盛んな純農村地域であったが、昭和 36 年 6 月旧都市計画法の適用を受け、昭和 38 年からは野木駅前土地区画整理事業に着手した。その後、栃木県土地開発公社による野木工業団地の造成や民間による大規模住宅団地等の近代的なまちづくりを進めてきた。

町全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約 480ha が市街化区域（行政区域の約 16%）、残り約 2,547ha が市街化調整区域（行政区域の約 84%）となっている。また、農業振興地域は約 1,788ha が指定されており、このうち約 940ha が農用地区域となっている。

このようなまちづくりを進めてきている本町は、総合計画において、先人たちが守り伝えてきた、自然と人との調和がとれた住みよいふるさとを受け継ぎ、すべての町民がうるおいのある喜びに満ちた暮らしが送れるよう『水と緑と人の和でうるおいのあるまち』を将来像に掲げ、各種計画を推進しようとしている。

本計画においては、この総合計画に位置づけられている将来像の実現を目標に、より良い状態で町土を次世代に引き継ぐ『持続可能な町土管理』を行うことを基本理念とする。

2-2 土地利用の現状と課題

本町は栃木県の最南端に位置し、首都東京とは鉄道により約 70 分で結ばれている。

これまでは、恵まれた交通条件によって、野木駅を中心に住宅系の土地利用が促進され、着実な人口増加が図られてきたが、全国的な少子高齢化の流れの中で平成 11 年をピークに人口減少へと転じており、特に若者の定着が重要な課題となっている。

そうした中で、野木駅に近接した利便性の高い市街地の中に市街化調整区域が囲まれる形で残されている現状があり、将来的に住居系土地利用も期待されるが、野木町都市計画マスタープラン等との整合の課題がある。

また、超高齢社会に対応したまちづくりに向けて、野木駅東西通りや国道 4 号を中心としたエリアへの商業機能の誘導・集積が課題となっており、コンパクトかつ計画的な市街地誘導に向けた対応が求められている。

工業団地は 3 か所整備されているが、今後も企業の進出意向等に即して、工業用地の確保を検討する。

また、本町の市街地を囲むように、農地と集落及び平地林で構成される田園地帯が広がり、緑豊かな特色ある地域を形成しているが、近年平地林の減少や荒廃農地の増加等により、良好な田園地帯の維持に課題が出てきている。

2-3 土地利用の基本方針

【基本方針1】地域の緑地資源を活用したまちづくり

本町が有する地域ごとの豊かな緑地資源を活用したまちづくりを推進し、野木町の魅力の向上に努めることとする。

① 平地林の保全

本町には平地林が多く分布しており、町民の身近な自然環境として、やすらぎを与えている。

近年、平地林は減少傾向にあるが、将来にわたって健全な森林を次世代に引き継いでいけるよう、保全活動を促進する。

② 親水空間の保全・活用

思川や渡良瀬遊水地に代表される良好な水辺・親水空間は、本町の最大の特性である。この特性を活かすため、周辺の緑地をはじめ、野木神社や野木町煉瓦窯などの歴史・文化資源、のぎ水辺の楽校などの地域資源の保全・活用に取り組む。さらに、これらのネットワーク化を推進し、町民をはじめ来訪者の交流・学習機能の強化を図る。また、この親水空間には多様な生物が生息する役割を担っている重要な自然であるとの認識のもとに保全・活用に努める。

③ 宅地内の緑化の推進

緑あふれる野木町の創出を図るためには、平地林や農地などの大きなまとまりの緑だけではなく、それに連続する緑地資源ともいえる民有宅地の緑化が重要な役割を担っている。郊外部では、本町の特性である良好な屋敷林を持つ宅地が集落地に多く分布しており、緑豊かな景観形成に寄与していることから、市街地内においても、オープンガーデンをはじめとする宅地内の緑化を推進する。

【基本方針2】都市の活力向上に資するまちづくり

本町が将来にわたって持続可能な都市として維持・発展していくため、本町の特性を活かした、都市の活力向上に資するまちづくりを推進する。

① コンパクトなまちづくりの推進

本町には、野木駅周辺にゆとりある低層・戸建住宅地を中心としたコンパクトな市街地が広がっており、多くの町民が生活を営んでいる。

健全な行財政運営の下で、誰もが安全・安心で快適な生活を送ることができるよう、引き続き、市街化区域を中心とした既存市街地に必要な都市機能やインフラ整

備の集約及び防災・減災対策を考慮した土地利用を図りながら、生活利便性の確保・向上と効率的な行財政運営に資するコンパクトなまちづくりを推進する。

郊外の集落地においても、周辺の自然的土地利用との調和に配慮しながら、既存コミュニティの維持や生活環境の改善に寄与する計画的な土地利用の展開を図り、都市全体で活力あふれる持続可能なまちづくりに努める。

② 移住・定住のための土地利用施策の推進

本町が有する恵まれた交通環境と豊かな自然環境に囲まれた質の高い居住環境を活かし、多様なライフスタイルに対応した居住地の提供に努める。また、利便性の高い生活拠点の形成、雇用の場となる新規産業用地の確保など、地域の活力創出に寄与する若年世帯の定住促進に向けた総合的な土地利用施策の展開により、移住・定住人口の増加を図る。

2-4 利用区別の土地利用の基本方向

(1) 農地

農地は本町の農業生産に欠くことのできない重要な資源であり、かつ貴重な緑地資源として多くの役割を担っている土地である。しかしながら、農地は減少傾向にあるため、総合的な農業施策を展開し、特に都市近郊に位置する本町の立地特性を勘案して、地域ぐるみで農地の保全と維持に努める。また、担い手への農地集積・集約化による営農の効率化や農地の継続的な有効利用を推進し、荒廃農地の発生防止・解消に努める。

(2) 森林（平地林）

本町の平地林は貴重な緑地資源であり、まちづくりの総合施策の中で保全・活用を図る。

(3) 水面・河川・水路

本町の西側には1級河川である思川が流れ、その下流には広大な面積を有する渡良瀬遊水地が位置している。

水面・河川・水路は、町民が安心して暮らすことのできる治水・防災機能を有しているとともに、町民の貴重な親水空間を提供しており、今後とも関係機関と協力しながら、良好な水面・河川・水路の確保と整備を進める。

(4) 道路

町域全体の幹線道路は、国道4号と県道の5路線（自転車道は除く）を骨格にして

形成されており、市街地内においては都市計画道路 3・4・7 号小山野木線を含む 8 路線の都市計画道路が計画され、効率的な道路網がほぼ完成されつつある。なお、町域外を通る新 4 号国道へのアクセス道路の整備については、本町の交通条件を飛躍的に高める重要路線となることから、関係機関との協議・調整を図りながら、早急な整備を目指す。また、災害時に対応する緊急輸送道路を補完するため、県道佐川野・友沼線を延伸し、国道 50 号や新 4 号国道との連絡を強化する幹線道路の整備を検討する。

生活道路である一般町道については、歩道の拡幅、危険交差点の改良、踏切の改良、高齢者等交通弱者対策を展開し、安全で使いやすいみちづくりを推進する。

(5) 宅地

① 住宅地

1) 市街地内の住宅地

市街化区域の住宅系用途地域を中心に、生活のしやすい土地利用を図る。

特に、本町の特性である低層・戸建住宅の整備を促進するとともに、宅地内の緑化を推進して、市街地内の緑の育成に努める。

2) 集落地

市街化調整区域に分布する集落については、適切な都市計画制度の導入に向けた検討を進めながら、豊かな自然に囲まれた暮らしやすい居住環境の整備とコミュニティの維持を図る。また、地域の特徴的な山林については美しい景観を構成する地域固有の貴重な財産であることから、維持に努める。

② 工業用地

市街化区域の工業系用途地域を核に、周辺環境との調和に配慮しつつ、敷地内緑化の強化を指導する。また、新 4 号国道との接続により、交通条件が飛躍的に高まることから、新たな工業用地の確保を検討する。

③ その他の宅地

1) 商業施設

町民の生活利便性の確保の観点から、JR 宇都宮線野木駅周辺や幹線道路沿道において、地域生活を支える商業施設の計画的な誘導を図る。

2) 主要幹線道路沿道

国道 4 号沿道は歴史的な資源に加え、各種の沿道サービス施設が立地する地区であり、幹線道路の沿道景観も考慮した特色ある街道づくりを行う。また、新 4 号国道へのアクセス道路を構成する駅前東大通り及び都市計画道路 3・4・7 号小山

野木線の沿道でも、今後の道路整備の進捗に伴って、都市の利便性向上に資する沿道サービス施設等の立地が求められることから、周辺環境に配慮した適切な土地利用の展開に向けた取組みを推進する。

3) 公益施設

文教施設や公園及びコミュニティ施設等については、地域住民の利用のしやすさやまちづくり全体からの適正配置を検討し、町民の利便性の向上に資するものとする。

第3 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

3-1 利用目的に応じた目標等

(1) 目標年次と計画期間

基準年次は令和2年とし、計画目標年次を令和7年とする。

(2) 将来の人口の見通し

「野木町総合計画」との整合を図り、目標年次である令和7年における人口は25,000人を見込むものとする。

《将来人口の見通し》

	令和2年	令和7年
人口(人)	25,020	25,000

※令和2年は栃木県毎月人口調査(10月1日時点)より

(3) 土地利用ゾーニングの明確化と利用区分毎の目標

良好な町土形成のためには、将来の土地利用ゾーニング(市街地ゾーン、田園ゾーン、水辺・親水ゾーン、土地利用検討ゾーン)を明確にするとともに、それに必要な土地利用の需要を勘案しつつ、利用目的に応じた利用区分の目標値を設定する。

3-2 将来の土地形成の規模設定

土地利用区分ごとの基本方向に基づき、目標年次（令和7年）における規模を設定する。

《土地利用区分ごとの規模の目標》

（単位：ha）

	基準年次	目標年次	構成比	
	令和2年	令和7年	令和2年	令和7年
農地	1,184	1,171	39.1%	38.7%
森林	212	210	7.0%	6.9%
水面・河川・水路	545	545	18.0%	18.0%
道路	220	223	7.3%	7.4%
宅地	557	569	18.4%	18.8%
住宅地	344	357	11.4%	11.8%
工業用地	91	99	3.0%	3.3%
その他の宅地	122	113	4.0%	3.7%
その他	309	309	10.2%	10.2%
計	3,027	3,027	100.0%	100.0%

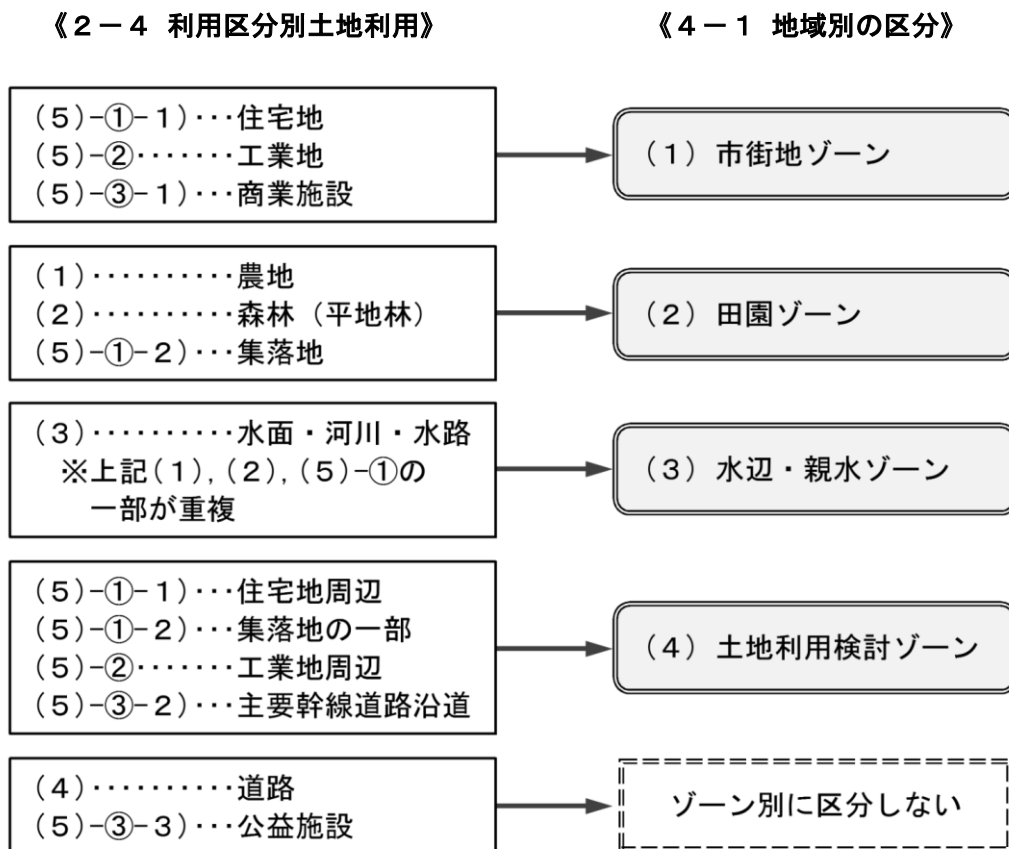
第4 地域別の概要

4-1 基本方針

本計画においては、次図に示すように、将来のあるべき姿による土地利用の方針を明確にしつつ、本町が保有する優れた特性を継承し、かつ改善が必要な土地利用についてはその解決策が提案できるような地域別の計画とするものである。

土地利用の区分としては、次の4ゾーンを位置づけるものとする。

- (1) 市街地ゾーン
- (2) 田園ゾーン
- (3) 水辺・親水ゾーン
- (4) 土地利用検討ゾーン



4-2 地域別の土地利用方針

(1) 市街地ゾーン

JR 宇都宮線野木駅を中心に形成されている住宅系市街地については、緑豊かでゆとりある低層・戸建住宅地を将来にわたって維持・発展させるため、コンパクトで効率的な土地利用の実現を図る。

工業系市街地については、周辺地域との共存を図るため、災害時の対策や工場環境の改善を促進するよう指導する。

(2) 田園ゾーン

緑豊かな田園地域を形成するため、地形条件や景観に配慮し、集落と農地及び平地林で構成される土地利用の保全・維持に努める。

(3) 水辺・親水ゾーン

本町の西側に分布する思川や渡良瀬遊水地といった水辺空間にあわせて、野木神社や野木町煉瓦窯などの歴史的資源を含む地域一体を水辺・親水ゾーンとして位置づけ、野木町の個性を演出するよう努める。

(4) 土地利用検討ゾーン

土地利用については、今後次のような地区の検討を行うものとする。

① 住宅系土地利用

新規の住宅系土地利用については、市街地に取り囲まれた農地の宅地化の圧力が強まることが予想され、適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、将来のあり方を総合的に調整し、望ましい土地利用の実現を検討する。

② 工業系土地利用

工業系土地利用は、新4号国道とのアクセスが飛躍的に高まることから、既存工業団地周辺へ拡大を検討対象とし、野木町の活性化に資する雇用機会の創設を促進する。

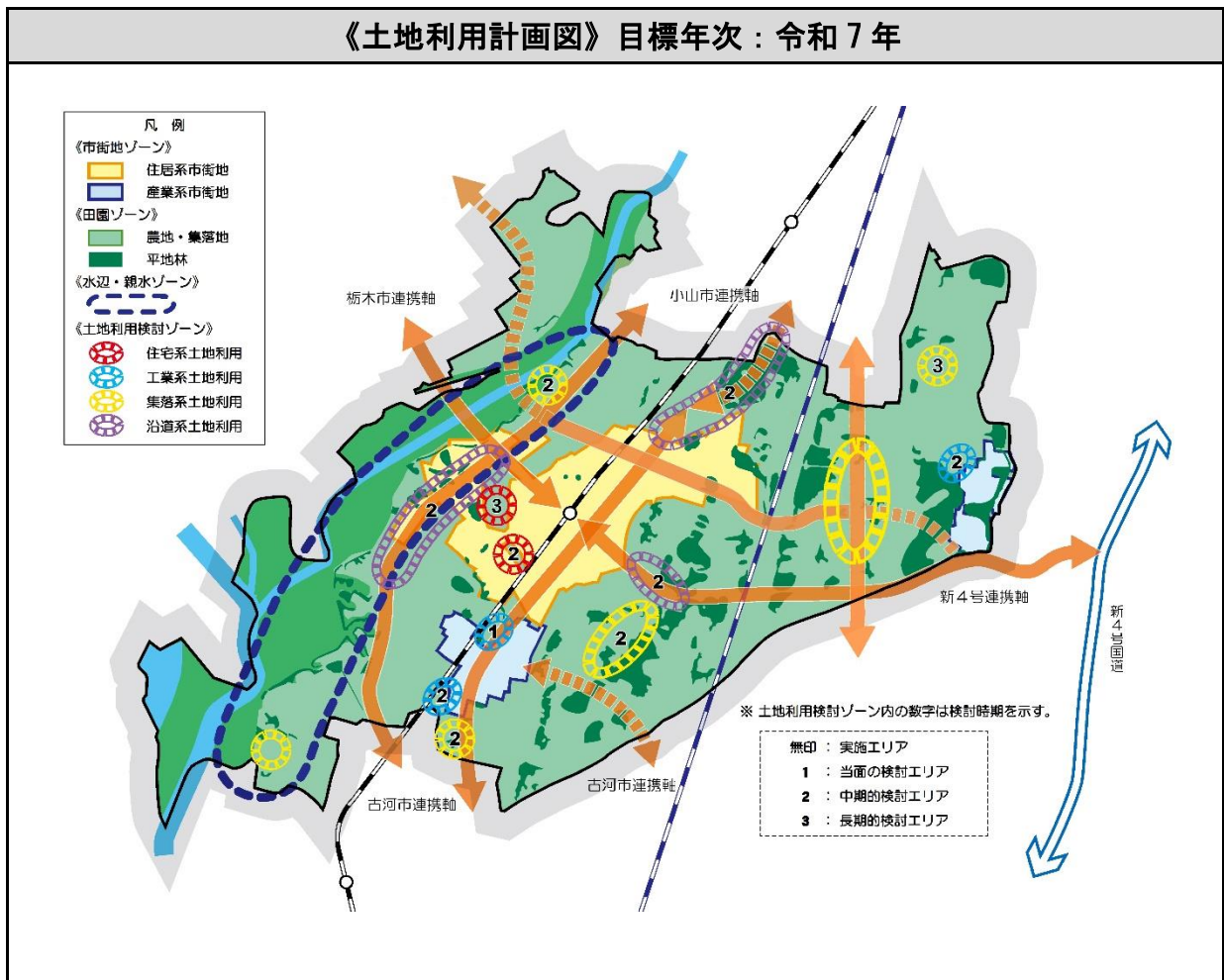
③ 集落系土地利用

集落系土地利用は、現在開発許可の基準に関する県条例（都市計画法第34条第11号）を活用して集落地の土地利用運用を行っている野渡地区及び佐川野地区に加え、

集落地の生活環境の改善やコミュニティの維持を必要とする地区を検討対象とし、野木町全体の持続可能なまちづくりを促進する。

④ 沿道系土地利用

今後の道路整備により、都市の利便性向上に資する沿道サービス施設等の適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、周辺環境に配慮した、望ましい土地利用の実現を検討する。



第5 本計画を達成するために必要な措置の概要

5-1 計画的な土地利用を図るための調整

計画的な土地利用を図るため、国土利用計画法、土地基本法及びこれに関連する土地利用関連法令に基づき、土地利用を総合的、計画的に調整し、合理的かつ効果的な運用を図る。

5-2 地域整備施策の推進

地域特性を活かし、町土の持続可能な土地利用を図るため、都市環境や農業環境及び自然環境との調和に配慮しつつ、地域整備のための諸施策を推進する。

5-3 土地利用計画の整備・充実

本町の個性ある地域づくりを主体的に進めるため、土地利用に関連する諸計画の整備・充実を図るとともに、都市計画法に基づく各種制度の運用・導入の検討を進め、地域の状況に応じた詳細な土地利用計画の策定を推進する。

5-4 町土の保全と安全性の確保

町土の保全と安全性の確保のために、治水対策や浸水対策を計画的に取り組むことにする。また、市街地をはじめとする住宅地の整備や工場の建設及び道路整備においては、自然環境との調和及び防災面に十分配慮する。

5-5 土地利用に係る環境及び景観の保全

環境については、快適な都市環境の創出や優れた自然環境を保全するため、本町に残存する平地林や屋敷林及び水辺・親水空間をまちづくりに積極的に活用し、町民・企業・行政の三者による積極的な取組みを推進する。また、農地の保全とあわせて、集落地の生活環境の改善を図り、田園地域の景観（風景）の維持・保全に努めるとともに、本町の最大の特性である平地林や水辺空間の一体的な活用を図る。

5-6 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換にあたっては、自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が顕在化している状況を踏まえるとともに、新たな土地利用が地域社会に与える影響を配慮して、以下のような考え方に立って、町土の有効利用と均衡ある発展を図ることとする。

(1) 農地

農地の転換については、無秩序な転換を抑制することを基本とし、あわせて地域農業に及ぼす影響に留意しつつ、都市的土地利用との合理的、計画的な調整を図ることが可能な場合のみとし、ほ場整備等により優良農地の確保・保全に努める。

(2) 平地林

平地林の利用転換については、災害の防止や景観形成等平地林の持つ公益的機能の低下の防止に充分留意し、周辺地域の環境との調和を図る。

(3) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、自然的・社会的な影響が広範囲に及ぶため、町土の保全や安全性の確保に留意するとともに、緑地の確保、道路交通体系、流末排水など周辺地域を含めて十分調査研究し、無秩序な市街化を誘発することがないように適切な転換に努める。

5-7 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農地については、土地改良事業等によって生産性を高めるため農業基盤を計画的に整備し、優良農地の確保に努める。また、農業の担い手の育成を推進するとともに、農地の集団化や荒廃農地の活用などにより、有効利用を図る。

(2) 平地林

平地林については、本町の特徴を代表している資源であり、景観形成の重要な要素として保全に努めるとともに、町民のふれあいの場となるような教育・レクリエーション拠点として積極的に活用する。

平地林の保全・活用策については、土地所有や税制問題に加え、維持管理を含めて総合的に研究していく課題が山積しており、今後町民・企業・行政の三者による協働体制のあり方を検討する。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、町民が安心して暮らすために必要なインフラ施設であることから、防災や親水機能の充実を図るため、計画的な改修や維持に努める。なお、水面・河川・水路の整備を推進する場合には、関係機関との協議・調整を行うものとする。

(4) 道路

道路については、地域住民の生活や産業活動を支える重要なインフラ施設であり、道路網のネットワーク形成化を促進する。また、交通安全施設や舗装の改良等、道路環境の改善、沿道景観形成など道路空間の機能向上に努める。

(5) 住宅地

住宅地については、市街化区域内の宅地化を促進し、コンパクトで効率的な住宅市街地の形成を図るとともに、地域住民の合意形成のもと都市計画法の地区計画制度等を活用し、良好な街並み形成を推進する。

(6) 工業用地

工業用地については、既存工業団地の工場環境の保全・改善を図りながら、周辺地域との共存に努める。また、新たな工業用地については、既存工業団地の拡大・拡張を視野に適地調査を行い、周辺地域、特に農業環境や自然環境との土地利用調整が可能なか、検討する。

(7) その他の宅地

その他、商業用地や公共・公益施設用地については、人の多く集まる施設であることから、既存施設が集積する市街地及びその周辺において、地区の特性に応じて適切な誘導を促進する。

また、主要幹線道路の沿道地域においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、町民及び道路利用者の利便性確保に資する土地利用を推進する。

5-8 多様な主体との連携・協働による町土管理

従来の行政による公的な役割や土地所有者等による適切な管理に加え、地域住民、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体による連携・協働型のまちづくりを推進し、農地や平地林の保全・管理活動などをはじめとする適正な町土管理に向けた取組みを促進する。

5-9 土地に関する調査研究の推進

土地利用の状況や町土の総合的な情報を把握するため、固定資産税課税調査や都市計画基礎調査など基礎的調査・研究を推進する。

また、町民の理解と協力と得て「国土利用計画野木町計画」の実効性を確保するため、広報やホームページに掲載し、情報の発信及び啓発を図る。

第6 資料編

6-1 野木町の現況と特性・課題等

	現 況								特性・課題等		
人 口	【人口・世帯数】										
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
	人 口	18,983	23,676	26,489	26,674	25,907	25,720	25,292	25,020		
	世 帯 数	4,966	6,589	7,763	8,347	8,568	9,122	9,530	10,192		
	人口/世帯数	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8	2.7	2.5		
	<p>(人・世帯) (人/世帯)</p> <p>— 人口 — 世帯数 — 人口/世帯数</p> <p>(S60～H27は国勢調査の確定数、R2は栃木県毎月人口調査より)</p>									<ul style="list-style-type: none"> 人口は平成11年の27,080人をピークに減少へと転じており、現在もその傾向が続いている。 人口が減少する中で、世帯数は一貫して増加傾向にある。 	
	【年齢別人口】										
	昭和60年	25.5%	66.2%	8.2%							
	平成2年	23.5%	67.5%	9.1%							
	平成7年	20.1%	68.7%	11.2%							
平成12年	15.7%	70.4%	13.9%								
平成17年	12.8%	70.4%	16.9%								
平成22年	11.7%	66.0%	22.3%								
平成27年	12.0%	61.3%	26.8%								
令和2年	11.6%	55.9%	32.6%								
<p>0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%</p> <p>■ 0～14歳 ■ 15～64歳 ■ 65歳以上</p> <p>(国勢調査より)</p> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計が100%にならない場合がある</p>									<ul style="list-style-type: none"> 年齢別人口の動向をみると、「年少人口(0～14歳)」は概ね減少傾向にある。 「生産年齢人口(15～64歳)」は平成17年までは増加傾向にあったものの、近年は減少に転じている。 「老年人口(65歳以上)」は一貫して増加傾向にあり、特に近年では増加率が高まっている。 		

		現 況				特性・課題等	
人 口	【地区別人口・世帯数】		上段：人口、下段：世帯数			<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年から令和 2 年までの地区ごとの人口・世帯数の動向をみると、人口が増加しているのは、南赤塚地区と丸林地区の 2 地区のみとなっている。 世帯数は野木地区と中谷地区を除くすべての地区で増加しており、特に友沼地区や丸林地区での増加が目立っている。 南赤塚地区と丸林地区の 2 地区では、人口・世帯数ともに増加となっている。 本町の産業動向をみると、第 3 次産業が概ね増加傾向にあり、平成 27 年以降では 6 割以上を占めている。 	
			平成27年	令和2年	増減数		増減率
	友 沼		7,806	7,643	▲ 163		-2.1%
			2,997	3,141	144		4.8%
	野 木		1,620	1,514	▲ 106		-6.5%
			597	592	▲ 5		-0.8%
	野 渡		1,309	1,299	▲ 10		-0.8%
			489	526	37		7.6%
	南 赤 塚		1,850	1,935	85		4.6%
			732	811	79		10.8%
	中 谷		368	332	▲ 36		-9.8%
			122	119	▲ 3		-2.5%
	丸 林		8,794	8,907	113		1.3%
			3,675	3,979	304		8.3%
	潤 島		1,887	1,848	▲ 39		-2.1%
		726	762	36	5.0%		
若 林		641	597	▲ 44	-6.9%		
		248	257	9	3.6%		
佐 川 野		946	905	▲ 41	-4.3%		
		345	397	52	15.1%		
川 田		589	554	▲ 35	-5.9%		
		182	189	7	3.8%		
(住民基本台帳 (各年 9 月 30 日時点) より)							
	【産業別就業人口割合】						
昭和60年	14.6%	43.8%	41.6%				
平成2年	9.6%	43.2%	47.1%				
平成7年	7.2%	39.8%	52.9%				
平成12年	6.2%	37.0%	56.8%				
平成17年	5.9%	33.7%	60.4%				
平成22年	4.7%	32.1%	63.2%				
平成27年	4.6%	32.8%	62.6%				
	0.0%	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	100.0%	
	■ 第1次産業	■ 第2次産業	■ 第3次産業				
(国勢調査より)							

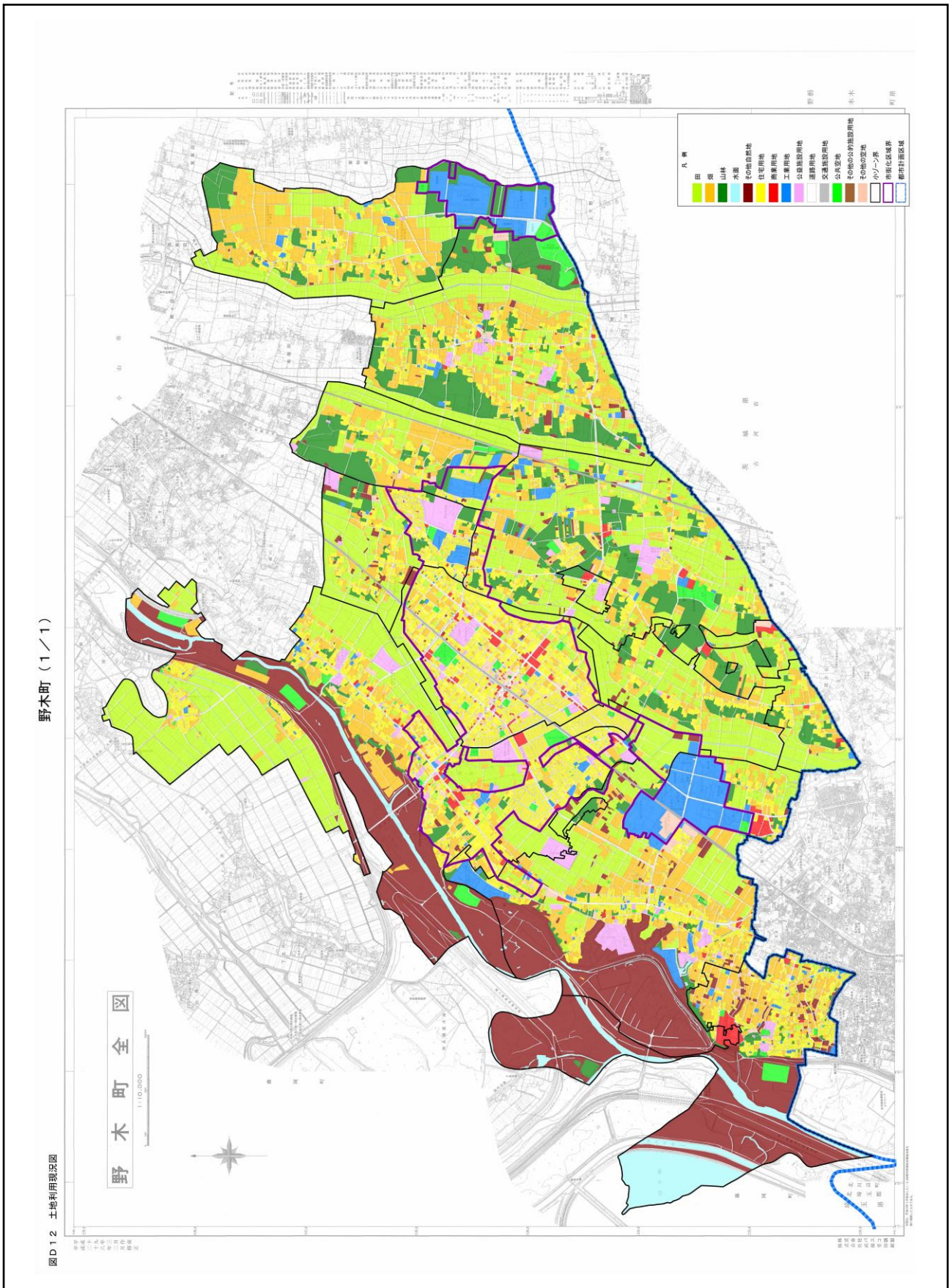
現 況		特性・課題等				
人 口	【昼夜間人口】					<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間人口が昼夜間人口を大きく上回っており、都心部や周辺都市のベッドタウンとしての特性を有している。 ・ 住民の他市町への主な通勤・通学先をみると、近年は古河市が最も多く、次いで小山市、東京特別区の順となっている。 ・ 本町の人口集中地区は、JR 野木駅を中心に設定されている。 ・ 近年はDID人口、面積ともにわずかに増加している。
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
	従業者・通学者人口（昼間人口）	9,997	9,772	8,998	9,592	
	就業・通学者人口（夜間人口）	15,542	14,908	14,020	13,493	
	町内に在住し、町内で従業・通学している人口	5,582	5,093	4,308	4,468	
	昼夜間人口比率	64.3%	65.5%	64.2%	71.1%	
	（国勢調査より）					
	【主要な通勤・通学先】					
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
	町内へ通勤・通学	5,582	5,093	4,308	4,468	
他市町へ通勤・通学	9,960	9,815	9,702	8,916		
県内	3,484	3,333	3,188	2,979		
小山市	1,853	1,808	1,787	1,691		
宇都宮市	476	417	401	354		
栃木市	388	333	485	474		
その他	767	775	515	460		
県外	6,476	6,482	6,397	5,889		
古河市	978	2,369	2,535	2,479		
東京都特別区部	2,355	2,124	1,894	1,461		
さいたま市	283	486	437	404		
その他	2,860	1,503	1,531	1,545		
<small>従業・通学市区町村「不詳・外国」</small>	-	-	117	48		
従業地・通学地「不詳」	-	-	10	109		
合 計	15,542	14,908	14,020	13,493		
（国勢調査より）						
【人口集中地区（DID）※の状況】						
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
D I D 人 口	13,771	13,632	13,485	13,633		
総人数に占める割合	51.4%	52.6%	52.4%	53.9%		
面 積（ km^2 ）	2.11	2.40	2.34	2.44		
人口密度（人/ km^2 ）	6,529	5,680	5,763	5,587		
（国勢調査より）						
<p>※「人口集中地区(DID)」とは、国勢調査における人口密度の高い地区であり、原則として、人口密度 40 人/ha 以上、かつ人口 5,000 人以上の区域となる。</p>						

	現 況	特性・課題等
土 地 利 用 ・ 交 通	<p>【住宅市街地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理事業や民間開発による面的整備事業により、JR野木駅周辺の友沼地区や丸林地区を中心に、大規模な住宅市街地が形成されている。 ○ 住宅市街地では、建築協定や地区計画等の活用によって、住民が主体となった、ゆとりと潤いのある居住環境の維持・形成に向けた取組みが行われている。 <p>【田園集落地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化調整区域には、平地林や田園に囲まれた農村集落が点在している。 ○ 田園集落地では、将来にわたって既存コミュニティを維持していくことができるように、都市計画法第34条第11号*に基づく区域指定の導入が進められている。 <p>*「都市計画法第34条第11号」とは、原則として開発が制限される市街化調整区域において、一定程度の住宅等が集積した既存集落のうち、県が定める基準を満たした区域については、コミュニティの維持に資する住宅等の開発が許容される制度。</p> <p>【商業地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JR野木駅周辺に、小規模な店舗が点在して立地しているものの、住民の日常的な買い物の場として、十分なサービス機能を有しているとは言えない。 ○ 近年は、野木丸林線や小山野木線などの生活幹線道路沿道に商業施設の立地が進んでいる。 <p>【工業用地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町の南部に野木工業団地（約38ha、栃木県土地開発公社）、東部に野木東工業団地（約46ha、民間開発）が整備されており、団地内はいずれも工場立地が完了している。 ○ 平成30年度には、野木第二工業団地（約19ha、栃木県土地開発公社）の造成が完了し、工場の立地が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある住宅都市として、引き続き、住民と行政の協働に基づく、良好な居住環境の維持が求められる。 ・周辺の自然環境との保全を基本としながらも、コミュニティの維持に資する制度の活用が求められる。 ・超高齢社会に対応した、歩いて暮らせるまちづくりに向けて、駅周辺での日常的な商業機能の集積・誘導が求められる。 ・その一方で、モータリゼーションの進展を踏まえて、幹線道路沿道でも、計画的な沿道型施設の立地促進も必要となる。 ・住民の雇用創出の場として、新4号国道とのアクセスなど、その交通利便性を活かした新たな工業用地の整備、用地確保が求められる。

現 況		特性・課題等																																				
土 地 利 用 ・ 交 通	<p>【都市計画の指定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町全域が「小山栃木都市計画区域」に指定されており、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められている。市街化区域には8種類の用途地域が指定されている。 ○ 工業団地や分譲住宅地などを中心として、町内の12地区で、地区の特性に応じたより細やかな環境の維持・形成に向けたまちづくりルールとなる「地区計画」が指定されている。 <p style="text-align: right;">単位：ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成27年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>116.9</td> <td>116.9</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>9.7</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>200.8</td> <td>200.8</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>6.2</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>18.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>5.3</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>6.6</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>116.1</td> <td>116.1</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>479.6</td> <td>479.6</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>2,546.4</td> <td>2,547.4</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,026.0</td> <td>3,027.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月に町域面積が3,026haから3,027haに変更となっている。</p> <p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国道は1路線(5.3km)、県道は6路線(16.2km、幹線道路5路線、自転車道路1路線)、町道は915路線(311.6km)整備されている。(平成31年4月1日時点) <p>【公共交通機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道網はJR宇都宮線野木駅が整備されており、令和元年の乗車人員は合計で171万5千人となっている。 (栃木県統計年鑑より) ○ バス交通は、民間路線バスは運行していないものの、野木町デマンド交通「キラ輪号」が、町全域と光南病院(小山市)、友愛記念病院(古河市)を運行エリアとして展開されている。 	区 分	平成27年	令和2年	第一種低層住居専用地域	116.9	116.9	第一種中高層住居専用地域	9.7	9.7	第一種住居地域	200.8	200.8	第二種住居地域	6.2	6.2	近隣商業地域	18.0	18.0	準工業地域	5.3	5.3	工業地域	6.6	6.6	工業専用地域	116.1	116.1	小 計	479.6	479.6	市街化調整区域	2,546.4	2,547.4	合 計	3,026.0	3,027.0	<ul style="list-style-type: none"> ・近年では、野木第二工業団地が市街化区域に編入されるなど、市街地環境の整備進捗に併せた、適正な都市計画が運用されている。 ・原則として開発が制限される市街化調整区域においては、既存コミュニティの維持に向けて、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定など、適切な制度の導入・活用に向けた検討が必要である。 ・引き続き、渋滞緩和や安全性・アクセス性向上に向けた、計画的な道路整備の進捗が求められる。 ・超高齢社会を踏まえ、誰もが円滑に目的地まで移動することができるよう、関係機関との協議の下で、公共交通の利便性向上に向けた検討が求められる。
	区 分	平成27年	令和2年																																			
	第一種低層住居専用地域	116.9	116.9																																			
	第一種中高層住居専用地域	9.7	9.7																																			
	第一種住居地域	200.8	200.8																																			
	第二種住居地域	6.2	6.2																																			
	近隣商業地域	18.0	18.0																																			
	準工業地域	5.3	5.3																																			
	工業地域	6.6	6.6																																			
	工業専用地域	116.1	116.1																																			
小 計	479.6	479.6																																				
市街化調整区域	2,546.4	2,547.4																																				
合 計	3,026.0	3,027.0																																				

現 況		特性・課題等		
土 地 利 用 区 分 の 推 移	【土地利用区分の推移】	上段：面積（ha）、下段：割合		
		平成22年	平成27年	令和2年
	農 地	1,220 40.3%	1,194 39.5%	1,184 39.1%
	森 林	218 7.2%	215 7.1%	212 7.0%
	水面・河川・水路	545 18.0%	545 18.0%	545 18.0%
	道 路	211 7.0%	218 7.2%	220 7.3%
	宅 地	529 17.5%	543 17.9%	557 18.4%
	住宅地	319 10.6%	332 11.0%	344 11.4%
	工業用地	83 2.7%	85 2.8%	91 3.0%
	その他の宅地	127 4.2%	126 4.1%	122 4.0%
	その他	302 10.0%	311 10.3%	309 10.2%
	計	3,025 100.0%	3,026 100.0%	3,027 100.0%
		(固定資産税台帳概要調書等より)		
		※平成 26 年 10 月に町域面積が 3,025ha から 3,026ha に、令和元年 10 月に 3,027ha に変更となっている。		
		<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年から令和 2 年の 10 年間の土地利用区分ごとの推移をみると、農地は 56ha 減少しており、近年では工業用地の拡大等に伴って減少幅が大きくなっている。 森林は平成 22 年から令和 2 年までの 10 年間で 6ha 減少しており、減少幅が緩やかになっている。 道路や宅地は、市街地整備の進捗とともに一貫して増加傾向にある。工業用地は、野木第二工業団地造成等により増加傾向となっている。 公園や公共公益施設等が含まれるその他については、住民サービスの向上に向けた必要用地の確保・整備に伴い、増加傾向となっている。 		

■土地利用現況図（平成28年都市計画基礎調査より）



6-2 策定体制等

本計画改定の体制として、庁内組織である野木町土地利用対策委員会及び有識者からなる野木町国土利用計画策定懇談会を組織し、総合的な検討を行うこととする。

また、幅広い町民意見や提案を反映した計画とするため、パブリックコメント及び栃木県との協議を行う。

■ 策定経過

年 月 日	内 容
令和2年 9月 2日 (水)	野木町土地利用対策委員会 (第1回)
9月25日 (金)	第1回野木町国土利用計画策定懇談会
10月 2日 (金)	野木町土地利用対策委員会 (第2回)
10月12日 (月)	第2回野木町国土利用計画策定懇談会
11月11日 (水)	パブリックコメント (12月10日まで)
11月30日 (月)	栃木県協議 (依頼)
12月24日 (木)	野木町土地利用対策委員会 (第3回)
令和3年 1月15日 (金)	栃木県協議 (終了)
1月29日 (金)	第3回野木町国土利用計画策定懇談会
2月 2日 (火)	庁議

野木町国土利用計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 野木町における国土利用計画野木町計画（以下「町計画」という。）を策定するため、野木町国土利用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町計画の策定に関して、提言及び助言を行うこと。
- (2) その他町計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる職にある者をもって組織し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を1名置き、委員がこれを互選する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会に諮って会長が別に定める。

別表（第3条関係）

固定資産評価審査委員会委員長

教育委員会教育長職務代理者

文化財保護審議会長

区長会長

区長会副会長

農業委員会長

商工会長

小山農業協同組合代表者

工場協会長

野木町国土利用計画策定懇談会委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
固定資産評価審査委員会委員長	渡 邊 佐 一	副会長
教育委員会委員長職務代理者	西 巻 ちず子	
文化財保護審議会会長	尾 島 忠 信	
区長会長	下 坂 孝	会 長
区長会副会長	齊 藤 博	
農業委員会会長	黒 須 市 郎	
商工会長	小 島 三 利	
小山農業協同組合代表理事専務	酒 井 吉 一	
工場協会長（～令和2年9月30日）	船 橋 隆	
工場協会長（令和2年10月1日～）	大 高 和 義	

野木町土地利用対策委員会設置要綱

(目的)

第1条 土地利用に関する諸問題について、これを総合的に検討、調整し、本町の総合的かつ計画的な土地利用を図るため、野木町土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 国土利用計画町計画の検討、策定
- (2) 土地利用基本計画の検討、調整
- (3) 大規模開発事業の指導、調整
- (4) その他土地利用に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、副町長、副委員長は、総合政策部長の職にあるものをもって充てる。

3 委員は、町民生活部長、産業建設部長、教育次長、総務課長、政策課長、未来開発課長、生活環境課長、産業課長、都市整備課長、上下水道課長、生涯学習課長及び農業委員会事務局長の職にあるものをもって充てる。

4 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員等の出席を要請することができる。

(会議)

第4条 会議は、委員長主宰のもとに、必要に応じて開催するものとする。

(協議案件の提出)

第5条 各課（局）長は、協議すべき案件があるときは、土地利用対策委員会協議書（別記様式）に協議事項の要旨及び資料を添えて、委員長に提出するものとする。

(庁議への付議)

第6条 委員長は、委員会において協議した事項のうち必要と認めたものについて、庁議に報告するものとする。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる事項について、具体的な調査及び検討をさせるため委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営等については、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

前 文（抄）（平成14年6月27日告示第132号）

平成14年7月1日から適用する。

前 文（抄）（平成17年3月2日告示第15号）

平成17年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成19年3月2日告示第24号）

平成19年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成20年1月29日告示第9号）

平成20年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成21年3月27日告示第33号）

平成21年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成22年3月30日告示第29号）

平成22年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成26年3月5日告示第23号）

平成26年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成28年2月25日告示第20号）

平成28年4月1日から適用する。

前 文（抄）（令和2年4月15日告示第55号）

令和2年4月15日から適用する。

国土利用計画野木町計画

令和3年2月

〈編集・発行〉野木町

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地

野木町総合政策部政策課

TEL:0280-57-4101/FAX:0280-57-4190

野木町ホームページ URL: <http://www.town.nogi.lg.jp/>